

令和8年第7回7月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和8年7月8日(水) 午後1時58分から午後2時31分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、33人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也
 6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造
 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 16. 菊池 昭二
 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義
 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 27. 長谷川秀樹
 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 36. 浅見 春樹 計 33人
5. 欠席委員 15. 吉田 秀美 20. 成田 金春 35. 神 文敏 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第37号 免税軽油制度の存続と恒久化を求める要望について

議案第38号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 次長：高橋美香子 次長：村田龍治 主幹：吉村翔

主査：吉田純也 主事：坂本千怜 計6人

8. 会議の概要

事務局長（中野拓哉）

委員の皆様が揃いましたので、「令和8年第7回（7月）つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

暑さの方も梅雨が明けていませんけれど、ますます厳しくなると思います。体には十分注意しながら農作業を進めてくださればと思います。

それで、今回、茶封筒の中に、出欠意向が2件程ございます。一つは8月の地区大会、もう一つは3年に1回の研修会です。日程調整し参加の方、お願い致します。

さて、本日は7月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には24番三橋弘委員、26番工藤恒実委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第37号 免税軽油制度の存続と恒久化を求める要望について
議案第38号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

以上、報告1件、議案4件、計5件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（坂本主事）

それでは議案の 1 ページをお開き願います。報告第 11 号についてご説明致します。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和 8 年 7 月 8 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第 11 号は、1 ページの番号 99 番から 4 ページの番号 102 番までの 4 件です。解約は全て田で、面積は合わせて 73,740.82 m²となっており、解約の理由は全て合意によるものです。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 35 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは、5 ページをお開き願います。議案第 35 号について説明します。

「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 8 年 7 月 8 日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 35 号は、番号 489 番から 24 ページの番号 526 番までの 38 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が 1 件で、面積は田が 4,509 m²。「一般の売買」の申請が 1 件で、面積は田が 8,151 m²。「贈与」の申請が 7 件で、面積は田が 62,221 m²、畑が 4,016 m²。「交換」の申請が 2 件 1 組で面積は田が 2,152 m²です。また、「賃貸借」の申請が 26 件で、面積は田が 297,271 m²。「解除条件付賃貸借」が 1 件で、面積は田が 19,294 m²です。全案件とも別添の農地法第 3 条調査書 1 ページから 14 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。5 ページの 489 番の田は、10a 当たり 25 万円、5 ページから 6 ページにかけての 490 番の田は総額 110 万円、10a 当たり約 13 万 5 千円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 35 号の質疑を終結致します。これより、議案第 35 号を

採決致します。おはかり致します。議案第 35 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第 36 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、19 番 工藤しのぶ委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(19 番 工藤しのぶ委員退席)

議 長 (藤本正彦会長)

それでは、議案第 36 号について説明を求めます。

事務局説明 (坂本主事)

それでは、25 ページをお開き願います。議案第 36 号について説明します。

議案第 36 号は、番号 940 番と 941 番の 2 件です。内訳は、所有権移転の「贈与」の申請が 1 件で面積は田が 668 m²。「賃貸借」の申請が 1 件で面積は田が 2,862 m²です。両案件とも別添の農地法第 3 条調査書 15 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第 36 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 36 号を採決致します。おはかり致します。議案第 36 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり許可することに決定致しました。

工藤しのぶ委員、入室願います。

(工藤しのぶ委員が入室し着席)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第 37 号免税軽油制度の存続と恒久化を求める要望について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (高橋次長)

それでは、26 ページをお開きください。議案第 37 号についてご説明致します。

議案第 37 号、「免税軽油制度の存続と恒久化を求める要望について」免税軽油制度の存続と恒久化を求める要望について承認を求める。令和 8 年 7 月 8 日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由でございますが、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町で構成する西・つがる地区農業委員会連絡協議会から、市町毎に要請決議を作成して要望するため、承認を求めるものであります。

27 ページをお願い致します。西・つがる地区農業委員会大会での決議事項として、青森県農業会議へ要請するものであります。令和 8 年度のつがる市農業委員会からの要望については、“免税軽油制度の存続と恒久化を求める要望について”という内容で提出したいため、承認を求めるものであります。内容については事前に配布してあるため割愛させていただきますが、「軽油引取税の課税免除措置(免税軽油制度)を恒久化すること」の要望となっております。以上、よろしくお願い致します。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第 37 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 37 号を採決致します。おはかり致します。

議案第 37 号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号は原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第 38 号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。

説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

28 ページをお開きください。議案第 38 号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項に規定する適格者であることの承認を求める。令和 8 年 7 月 8 日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、28 ページに記載されている 2 名であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 38 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 38 号を採決致します。

おはかり致します。議案第 38 号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第 4 の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について （中野事務局長）

1) 日 時 令和 8 年 8 月 7 日(金) 午後 2 時 0 0 分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2 階 視聴覚室

2) 日 時 令和 8 年 9 月 3 日(木) 午後 2 時 0 0 分より

場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 農業委員会大会・研修会について（高橋次長）
- 2) 令和8年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田次長）
- 3) 全国農業新聞の普及活動について（高橋次長）
- 4) 令和8年 田畑売買価格等に関する調査について（吉村主幹）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

8 番 長谷川勝則委員

視察研修の場所等について聞きたい。

事務局

研修場所等の詳細につきましては、受入れ先の都合上、参加人数が確定次第、決定させていただきます。来月の議案発送の際に行程表を同封致します。

議 長（藤本正彦会長）

他にありませんか。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和8年第7回（7月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。